

USBメモリ紛失事案を受けた個人データの適正な取扱いについて（注意喚起）

今般、地方公共団体から委託を受けた事業者等において、個人データが含まれたUSBメモリを紛失する事案が発生したところです。個人情報取扱事業者におかれましては、個人データを取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）に則り、個人情報を適正に取り扱っていただく必要がありますので、以下の点につき、改めてご留意ください。

（1）安全管理措置について（法第23条）

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

個人データをUSBメモリ等電子媒体において取り扱う場合は、盗難又は紛失等を防止するために、施錠できるキャビネット又は書庫等の定められた場所で適切な管理を行わなければなりません。

また、個人データをUSBメモリ等電子媒体において持ち運ぶ場合も、業務上必要な場所に限るなど適切な管理を行うとともに、容易に個人データが判明しないよう、暗号化、パスワードによる保護等を行った上で保存する、施錠できる搬送容器を利用するなどの安全な方策を講じなければならないことに留意をした上で、慎重に取り扱ってください。

安全管理措置を定めた社内規程等に従った運用の状況を確認できるよう、電子媒体の持ち運びの状況等を記録することも重要です（個人情報保護法ガイドライン（通則編）10-3、10-5）。

（2）従業員の監督について（法第24条）

個人情報取扱事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、上記安全管理措置を定めた社内規程等に従って業務を行っていることを確認するなど当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません（個人情報保護法ガイド

ライン（通則編）3-4-3）。

（3）委託先の監督について（法第25条）

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。具体的には、個人情報取扱事業者は、法第23条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行わなければなりません。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して法第25条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましいです。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様です（個人情報保護法ガイドライン（通則編）3-4-4）。

☆個人情報保護法ガイドライン（通則編）については、以下を参照ください。

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/

以 上